

エネワンでんき契約条項兼重要事項説明書の改定について

エネワンでんき契約条項兼重要事項説明書を令和4年6月1日付で改定いたしますので主な変更点をご案内いたします。旧契約条項兼重要事項説明書から読み替えますようお願い申し上げます。

<主な変更点 令和4年6月1日付>

(下線部が変更箇所)

旧	新
小売電気事業者 株式会社サイサン 登録番号:A0015 330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 お問い合わせ窓口 受付 24時間 電話 0120-106-142 Eメール info-ene@saisan.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。	小売電気事業者 株式会社エネワンでんき 代表取締役社長 吉澤 正人 小売電事業者登録番号:A0015 100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル2F お問い合わせ窓口 電話番号 0120-106-142 (受付時間24時間) Eメール info-ene@saisan.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。
契約期間 申し込みを当社が承諾した日から供給開始日以降1年目の日までの期間	契約期間 お客さまからのお申し込みを当社が承諾した日から供給開始日以降1年目の日までの期間
契約メニュー 申込書(表面)に記載の通り (新規追加)	契約メニュー お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。 契約電流 30・40・50・60アンペア(A)のいずれかとし、原則として、お客さまのお申し込みにより決定いたします。ただし、契約地点の設備状況や電気の使用実態に応じ、お申し込みいただいた契約電流が不適当と当社が判断したときは、契約電流を変更させていただく場合があります。
契約容量 申込書(表面)に記載の通り	契約容量・契約電力 原則として契約主開閉器の定格電流または契約負荷設備の容量にもとづき決定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電力供給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との電力供給契約終了時点の契約容量・契約電力を引き継ぐものとします。また、契約地点の設備状況や電気の使用実態に応じ、お申し込みいただいた契約容量・契約電力が不適当と当社が判断したときは、契約容量・契約電力を変更させていただきます場合があります。
供給開始予定日 1. 申込書(裏面)をご確認ください。 2. 当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始といたします。	供給開始予定日 1. 契約の切り替えの場合は、お申し込み日以降に一般送配電事業者が実施する検針日といたします。ただし、お申し込み日が検針日直前の場合、その次の検針日とすることがあります。 2. 新たにご利用を開始される場合はお客さまがご希望される日といたします。 3. 当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。
(新規追加)	その他商品等の契約を締結されている場合の一括支払い お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社より供給等を受ける場合、当該契約の解約に伴う精算時を除き、原則すべての料金を一括してお支払いいただけます。ただし当社が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。
契約更新の取扱 契約期間が満了する15日前までにお客さままたは当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。 ※ 契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、15日前までに通知いただく必要があります。	契約更新の取扱 契約期間が満了する15日前までにお客さままたは当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。なお、契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する際は、20日前までに通知いただく必要があります。

<p>違約金</p> <p>1. お客さまの申し出により供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に解約となる場合、解約事務手数料として 3,000 円（税別）をお支払いいただきます。</p>	<p>違約金</p> <p>1. お客さまの申し出により供給開始日以降 1 年目の日までの期間内に解約となる場合、解約事務手数料として 3,300 円（税込）をお支払いいただきます。</p>
<p>契約に関わる注意事項</p> <p>3. お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の 15 日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまが電気料金（この契約以外の電気料金を含みます）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合 ●お客さまが電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合 ●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合 ●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合 <p>4. 当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は、料金改定実施日の前日までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一料金改定に同意いただけない場合は供給開始日以降 1 年目の日までの期間内であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者者に切替えていただくことができます。</p> <p>5. 燃料費調整制度は、お客さまの供給地点のある、特定小売供給を行う小売電気事業者の公表する燃料費調整制度を準用するものとします。公表がされなくなった場合は、当社独自の燃料費調整制度を作成・公表し、この制度に従って燃料費調整を行うものとします。</p>	<p>契約に関わる注意事項</p> <p>3. お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の 15 日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまが電気料金債務（この契約以外の電気料金を含む）、電気供給約款により支払いを要する電気料金以外の債務および当社に対して負う電力供給契約以外による金銭債務を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合 ●お客さまが電気供給約款に違反した場合 ●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合 ●託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されており、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 <p>4. 当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は、書面またはホームページにて通知するものとします。万が一料金改定に同意いただけない場合は供給開始日以降 1 年目の日までの期間内であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者者に切り替えていただくことができます。</p> <p>5. 燃料費調整額の算定に用いる毎月の燃料費調整単価は、当社のホームページをご確認ください。 ↓ 取次店様HPのURL https://www.saisan.net/saisan/pps2/fuelcost.html</p>
<p>個人情報の取り扱いについて</p> <p>本申込書にご記入されたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報及び小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的推進機関による託送供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。</p>	<p>個人情報の取り扱いについて</p> <p>お申し込みの際にご提供いただいたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号、小売供給等契約の契約番号、供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）、ネガワット取引に関する情報（発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン）等〕は、当社および小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、電力広域的推進機関、需要抑制契約者による託送供給契約または電力量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気受給契約の廃止取次、供給（受電）地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給契約にもとづく一般送配電事業者および配電事業者の業務遂行、ネガワット取引に関する業務遂行、また、グループ会社・協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。</p>
<p>クーリング・オフに関するお知らせ</p> <p>1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。</p> <p>2. この場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。 ②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。 ③お客さまがすでに代金または対価の一部をまたは全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。 ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。 <p>3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。</p> <p>4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（簡易書留が確実です。）により福井プロパン株式会社宛に郵送してください。</p>	<p>クーリング・オフに関するお知らせ</p> <p>1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。</p> <p>2. この場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。 ②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。 ③お客さまがすでに代金または対価の一部をまたは全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。 ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。 <p>3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。</p> <p>4. クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項を記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口 E メールアドレスへ通知してください。</p>